

後期高齢者医療保険からのお知らせ

○ 後期高齢者医療保険被保険者証（保険証）の更新について

8月1日から被保険者証（保険証）が変わります。現在お持ちの保険証の有効期限は、7月31日までとなっているため、8月1日からはお使いいただけません。

8月からご利用いただく新しい保険証については、7月下旬にお手元に届くよう郵送します。

また、現在お持ちの保険証については、茨城町役場保険課までご返却してください。返却できない場合は、住所や氏名等が見えないよう裁断するなど、十分注意して処分してください。

(新)		(旧)	
後期高齢者医療被保険者証		後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成30年 7月31日		有効期限 平成29年 7月31日	
被保険者番号 00000001		被保険者番号 00000001	
住所 水戸市赤塚1-1 (ミオス1F)		住所 水戸市赤塚1-1 (ミオス1F)	
氏名 後期 太郎		氏名 後期 太郎 男	
生年月日 昭和 5年 5月 5日		生年月日 昭和 5年 5月 5日	
資格取得年月日 平成20年 4月 1日		資格取得年月日 平成20年 4月 1日	
発効期日 平成20年 4月 1日		発効期日 平成20年 4月 1日	
交付年月日 平成29年 8月 1日		交付年月日 平成28年 8月 1日	
一部負担金の割合 1割		一部負担金の割合 1割	
保険者番号並びに保険者の名称及び印 3:9:0:8:2:0:1:1 茨城県後期高齢者医療広域連合		保険者番号並びに保険者の名称及び印 3:9:0:8:2:0:1:1 茨城県後期高齢者医療広域連合	

有効期限が「平成30年7月31日」に変わります。

8月1日からは「みどり色」の被保険者証です。

○ 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付について

平成28年度に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、現在も該当している方で、平成29年度も引き続き住民税非課税（同一世帯の全員）の場合は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」も保険証と一緒に同封します。

○ 個人ごとの保険料の決めかた

$$\text{1年間の保険料額 (100円未満切捨て)} = \text{均等割額 39,500円} + \text{所得割額 (賦課のもととなる金額} \times 8.00\%)$$

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除33万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差引いたもので、社会保険料控除・配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。

なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません。

※保険料額の賦課限度額（上限）57万円

※年度の途中で後期高齢者医療制度の対象となった方は、資格取得月からの月割で保険料額が計算されます。

○ 保険料の軽減について

平成29年度の保険料の軽減

【均等割額の軽減】

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（※その他各種所得がない場合）	9割
33万円以下の世帯	8.5割
33万円＋「27万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
33万円＋「49万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は120万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

【所得割額の軽減】

保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は、年金収入額が211万円以下）の場合は、所得割額が2割軽減されます。

【その他の軽減】

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が7割軽減され、所得割額の負担はありません（国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません）。

【問合せ先】

- 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213（直通）
- 茨城町 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）

8月から高額療養費の上限額が変わります

平成29年8月から、70歳以上の国民健康保険の方と、後期高齢者医療保険の方の高額療養費の上限額が下表のように変更されます。

摘要区分	7月まで		8月から	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み 課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円※2)	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円※2)
一般 課税所得 145万円未満の方(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 (44,400円※2)
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)			15,000円

※1 世帯収入の合計額520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12ヶ月以内に限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目からは44,400円となります。

【問合せ先】

- 茨城町 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）